

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和元年6月3日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | | |
|--------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 の 名 称 | 朝霞市選挙管理委員会定例会 | |
| 開 催 日 時 | 令和元年6月3日（月） 午前10時00分から 午前10時12分まで | |
| 開 催 場 所 | 市役所別館4階 選挙管理委員会室 | |
| 出 席 者 | 別紙のとおり | |
| 会 議 内 容 | 別紙のとおり | |
| 会 議 資 料 | 別紙のとおり | |
| 会 議 録 の 作 成 方 針 | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| | 会議録の確認方法 委員全員による確認 | |
| そ の 他 の 必 要 事 項 | 傍聴者 0人 | |

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和元年6月3日(月)
午前10時00分から
午前10時12分まで
市役所別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

定時登録関係

議案第27号 選挙人名簿に登録する者について

議案第28号 選挙人名簿から抹消することについて

議案第29号 在外選挙人名簿に登録する者について

- 5 閉会

出席委員(4人)

| | |
|---------|-------|
| 委員長 | 細田昭司 |
| 委員長職務代理 | 加藤洋子 |
| 委員 | 曾根田晴美 |
| 委員 | 門傳忠二 |

| | | |
|-----|------------------|------|
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局長 | 渡辺淳史 |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局主幹兼局次長 | 高田隆男 |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局選挙係係長 | 佐藤真 |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局選挙係主任 | 池田巧 |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局選挙係主事 | 大澤識人 |

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第27号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第28号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 議案第29号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 令和元年6月1日定時登録概要について
- ・ 在外選挙人名簿登録者数等一覧表

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開会いたします。

本日は、御多忙中のところ定例会に参集いただきましてありがとうございます。

それでは早速議事に入らせていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程第3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条の規定によりまして、曾根田委員、お願いします。

○曾根田委員

はい。

◎4 議題 定時登録関係 議案第27号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第28号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

それでは、日程4、議題でございます。

定時登録関係でございます。

「議案第27号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第28号 選挙人名簿から抹消することについて」、両件につきましては関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは、一括説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

御説明します。

まず初めに、議案第27号になります。選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条の第1項の規定により、選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることに

ついて議決を求める。

令和元年6月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長、細田昭司。

男590人、女600人、計1,190人になります。

続きまして、議案第28号になります。選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので、選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和元年6月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長、細田昭司。

男566人、女488人、計1,054人になります。

1枚めくっていただきますと、「令和元年6月1日定時登録概要について」になります。

1としまして、議案第27号で申しあげました「選挙人名簿への登録について」になります。

転入と年齢によるもので、転入が、平成30年12年2日から平成31年3月1日まで。年齢につきましては、平成13年3月3日から平成13年6月2日生まれのものになります。

続きまして、議案第28号で申しあげました「選挙人名簿からの抹消について」につきましては、転出等で、平成30年11月1日から平成31年1月31日。死亡につきましては、平成31年3月2日から令和元年6月1日となっております。

市内転居につきましては、抽出の関係で、令和元年5月20日まで処理をさせていただいております。それから、選挙権を有する者についての人数につきましては、資料のとおりとなっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは初めに、議案第27号につきまして、何か御質疑等ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

それでは、採決いたします。

議案第27号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第28号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第28号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 定時登録関係 議案第29号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

○細田委員長

次に、「議案第29号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

御説明申し上げます。

議案第29号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録するものを次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年6月3日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長、細田昭司。

男1人、女0人、計1人となっております。

裏面を御覧いただきますと、名簿の一覧となっております、お名前等が載っております。

さらに、次の資料で在外選挙人名簿登録者数として今回のものが載っております、上の段で6月3日現在、在外選挙人名簿登録者数が、男65人、女53人、合計118人となっております。

それから2段目のところで、これまでの在外選挙人名簿登録者数の推移を載せております。

さらに、下の段で近隣市の状況としてまして、朝霞地区4市の状況について載せております。

説明は以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは直ちに、議案第29号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第29号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

この際でございます。委員の方から何かございますか。

よろしいですか。

なければ、事務局から何かございますか。報告事項。

池田主任。

○事務局・池田主任

私から、資料、市議会議員様ということで、文書を用意させていただいております。お手元の日付けは6月10日付けということで、6月10日が市議会の令和元年第1回の開会日となっておりますので、この日にお渡しさせていただく予定となっております。内容といたしましては、候補者等の氏名及び後援団体の政治活動用文書図画についてということで、御通知になります。

12月17日が市議会議員の任期満了になります。こちらの任期満了から6か月遡って6月17日から個人ポスター等の文書の規制の対象となっております。ですので、こちらの方で現職の立候補者の方にお渡しさせていただいて、この日以降は、個人ポスター等は撤去をしていただくということになってくるということで御案内をさせていただきたいと思っております。

裏面、その規制に対する部分につきまして看板の規制の枚数やポスターに使えるもの。あとは、演説会等で使用できるものというところで明示をさせていただいて、規制に御協力をいただくというものとなっております。

説明は以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

通常どおり、12月17日が任期満了になるので、6月17日以降は駄目ですという通知です。

これは池田主任、確認の意味ですけど、立候補を、これから予定する人についてはどうですか。

○事務局・池田主任

4年前等でいきますと、政治活動用の看板ということで、個人用の看板をお出しになられている方というのは、当然のことながら申請をさせていただいているのですが、当然、現職の方もいらっしゃる

ゃれば落選された方、そういった方全てにお出しをするという形なのですが。現段階においては、今、申請をいただいている方で現職以外の方がいらっしゃらない状況です。ですので、この文書も基本的には、まず現職の方のみという形になりまして、今後、任期が近くなったりしますと、立候補をお考えになっている方が、例えば政治活動用の看板等で申請に来られたりした際には、こういった同様の文書等をお渡しして周知を図っていくという形になってきます。

○細田委員長

了解しました。

ほかに何かございますか。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

公職選挙法の改正について御説明申し上げます。

5月4日の国会で可決され、5月15日公布。令和元年6月1日施行になります。大きく3点ございます。

まず1点目として、投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和がございます。これまでは、当日の投票所について投票管理者、職務代理者は当該選挙の選挙権を有する者から選任する必要がございましたが、また、投票立会人につきましては、その投票区の選挙人名簿に登録された者から選任する必要がございました。それが改正後は、いずれも選挙権を有する者から選任できることとなりました。これによりまして、これまでの条件から、かなり緩和されてございます。これがまず第1点でございます。

2点目につきましては、選挙公報の原稿の提出方法についてになります。これまでは、選挙候補の原稿は紙による提出しか認められておりませんでした。改正後につきましては、電子データによる提出も可能になっております。理由としては、事務の合理化と印刷の期日が短くなる等とされており、これが2点目の概要になります。

3点目としましては、こちらは朝霞市には関係ないのですが、例えば離島で急きょ、台風とか何か悪天候により投票箱を開票所に運べなくなってしまった場合に、開票所を分割することができるという規定になっております。

以上が大きく3つの概要なのですが、2番目に御説明申し上げました選挙公報の原稿の提出方法につきましては、今後、当市でも、どのような対応をするかにつきましては、県内や他市の状況等を収集して、今後、委員会等で御検討いただくようになることかと思われま。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

今の報告については、何かございますか。

3点改正になり、15日施行だそうです。今後の問題では、その選挙公報につきましては、今後考えていくということでございますので、よろしく申し上げます。

ほかに何かありますか。報告事項は、いいですか。

◎5 閉会

○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。